

二本松市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項、第38条第1項、第50条第1項、第56条第1項及び第58条の8第1項の規定に基づき、市が実施する指導及び監査（以下「指導監査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、市内に所在する法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者並びに法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（以下「特定教育・保育施設等」という。）とする。

(指導監査の方針)

第3条 指導監査は、特定教育・保育施設等の設置者等の責務、二本松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年二本松市条例第19号）、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）その他関連通知に規定する基準及び施設型給付費等の請求に関する事項並びに業務管理体制の整備に関する事項（以下「基準条例等」という。）について周知徹底するとともに、過誤・不正を防止するために実施するものとする。なお、指導監査を効率的かつ効果的な指導とするため、重点項目等を掲げる実施計画を別に定めるものとする。

(指導監査の実施体制)

第4条 指導監査は、原則として、保健福祉部子育て支援課職員2人以上をもって実施するものとする。

(指導監査事項)

第5条 指導監査は、次の事項について実施する。

- (1) 特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する事項
- (2) 施設型給付費等の請求に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(指導監査の種類)

第6条 指導監査の種類は、指導及び監査で構成する。

2 指導は、集団指導又は実地指導のいずれかの形態により行う。

3 監査は、法で定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施する。

(集団指導)

第7条 集団指導は、特定教育・保育施設等に対して周知徹底等を図る必要があると認められる場合に、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等により実施する。

2 市長は、集団指導を実施するときは、あらかじめ日時、場所、予定される指導内容等を特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

3 市長は、集団指導を欠席した特定教育・保育施設等に対し、必要な情報提供に努め、直近の機会に改めて集団指導の対象にする等の対応をとるものとする。

(実地指導)

第8条 実地指導は、特定教育・保育施設等において、基準条例等の遵守状況を確認するために、関係書類の閲覧、関係者との面談等により定期的かつ計画的に実施する。

2 市長は、実地指導を実施するときは、あらかじめ根拠規定、目的、日時、場所、担当者、準備すべき書類等を特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

3 市長は、実地指導を実施したときは、特定教育・保育施設等に関する実地指導結果通知書（第1号様式）により特定教育保育施設等の設置者等に通知する。

4 特定教育・保育施設等の設置者等は、前項の通知において改善を要する事項があった場合は、指摘事項に係る改善の状況又は今後の改善計画について、市長が指定する期日までに実地指導・監査指摘事項に関する改善報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

(監査)

第9条 監査は、次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合に、実施するものとする。

(1) 通報・苦情・相談等に基づき、具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある情報があった場合

(2) 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定教育・保育施設等に係る情報が得られた場合

(3) 実地指導中に、著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(4) 実地指導中に、施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められた場合

(5) 意図的な隠蔽等の悪質な不正が疑われる場合

2 市長は、監査を実施するときは、あらかじめ根拠規定、目的、日時、場所、担当者、準備すべき書類等を特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。ただし、実地指導中において監査の実施へ変更となった場合等、緊急に監査を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

3 監査は、特定教育・保育施設等の設置者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、関係者に対して質問を行い、又は特定教育・保育施設等その他運営に関係のある場所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他物件の検査を行うことにより実施する。

4 市長は、監査を実施したときは、特定教育・保育施設等に関する監査結果通知書（第3号様式）により特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

5 特定教育・保育施設等の設置者等は、次条に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた場合は、指摘事項に係る改善の状況又は今後の改善計画について、市長が指定する期日までに実地指導・監査指摘事項に関する改善報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

（勧告及び命令）

第10条 市長は、特定教育・保育施設等が法第39条第1項各号、法第51条第1項各号、法第57条第1項又は法第58条の9第1項各号に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、特定教育・保育施設等の監査に係る勧告書（第4号様式）により基準の遵守等を行うよう勧告することができる。

2 市長は、特定教育・保育施設等が正当な理由なく前項の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、特定教育・保育施設等の監査に係る命令書（第5号様式）によりその勧告に係る措置をとるよう命令することができる。この場合において、市長は、その旨を公示するとともに、認可等を行った県知事に通知しなければならない。

3 第1項の勧告又は前項の命令を受けた特定教育・保育施設等の設置者等は、市長が指定する期日までに実地指導・監査指摘事項に関する改善報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

（確認の取消し等）

第11条 市長は、特定教育・保育施設等が法第40条第1項各号、法第52条第1項各号又は法第58条の10第1項各号に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、又はその確認の全部又は一部の効力を停止することができる。この場合において、市長は、当該

特定教育・保育施設等の設置者等の名称、所在地その他内閣府令で定める事項を県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

(聴聞・弁明の機会の付与)

第12条 市長は、特定教育・保育施設等の設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分を行おうとする場合は、監査後、処分の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。

(不正利得の徴収)

第13条 市長は、特定教育・保育施設等の設置者等に対して、勧告、命令、確認の取消し等を行った場合において、その基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正な手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく不正利得の徴収（以下「返還金」という。）として徴収するものとする。

2 市長は、前項の返還金の徴収を求める際には、法第12条第2項の規定により、特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。

3 市長は、第1項の規定により施設型給付費等を返還させるときは、返還命令通知書（第6号様式）により当該設置者等に通知するものとする。

(結果等の公表)

第14条 市長は、監査結果等について市ウェブサイトに掲載することにより公表するものとする。

(情報提供)

第15条 市長は、県知事又は関係行政機関に対して、監査結果の通知、行政上の措置、不正利得の徴収の内容及び改善報告書の概要について情報提供を行う。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月25日から施行する。

様

二本松市長 印

特定教育・保育施設等に関する実地指導結果通知書

二本松市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第8条の規定により、次のとおり通知します。

1 当該実地指導について

実施年月日	
対象施設	

2 実地指導の結果について

区分	内容
文書指摘事項 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	下記の文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、 年 月 日までに第2号様式にて報告してください。
口頭指摘事項 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	下記の口頭指摘事項がありましたので、速やかに改善措置を講じてください。

3 指摘事項等

結果区分	改善を要する事項	根拠法令

第2号様式（第8条、第9条、第10条関係）

実地指導・監査指摘事項に関する改善報告書

年 月 日

二本松市長

所在地

法人等名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号により通知のありました指摘事項等について、下記のとおり提出します。

記

1 対象施設等

対象施設	
実地指導等実施日	

2 改善状況等

改善を要する事項	改善の状況又は今後の改善計画

様

二本松市長 印

特定教育・保育施設等に関する監査結果通知書

二本松市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第9条の規定により、次のとおり通知します。

1 当該監査について

実施年月日	
対象施設	

2 監査の結果について

区分	内容
文書指摘事項 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	下記の文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、 年 月 日までに第2号様式にて報告してください。
口頭指摘事項 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	下記の口頭指摘事項がありましたので、速やかに改善措置を講じてください。

3 指摘事項等

結果区分	改善を要する事項	根拠法令

様

二本松市長 印

特定教育・保育施設等の監査に係る勧告書

二本松市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第10条の規定により、次のとおり勧告します。

改善した内容について、 年 月 日までに、第2号様式にて報告してください。

なお、勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第39条第3項、同条第4項、法第40条第1項、法第51条第2項、同条第3項、法第52条第1項、法第57条第1項、同条第3項、法第58条の9第4項、同条第5項及び法第58条の10第1項の規定により、その旨の公表、改善命令、確認の取消し等を行う場合があります。

1 当該監査について

実施年月日	
対象施設	

2 改善勧告の内容について

改善を要する事項	根拠法令

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

二本松市長 印

特定教育・保育施設等の監査に係る命令書

二本松市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第10条の規定により、次のとおり命じます。

改善した内容について、 年 月 日までに、第2号様式にて報告してください。

なお、命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第40条第1項、法第52条第1項及び法第58条の10第1項の規定により、確認の取消し等を行う場合があります。

1 当該監査について

実施年月日	
対象施設	

2 改善命令の内容について

改善を要する事項	根拠法令

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

二本松市長 印

返還命令通知書

二本松市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第13条の規定により、次のとおり（施設型給付費・特例施設型給付費・地域型保育給付費・特例地域型保育給付費・施設等利用給付費）の返還を命じます。

- 1 対象施設の名称
- 2 対象施設の類型
- 3 返還の対象となった給付費の支払月
- 4 返還金額
- 5 返還期限
- 6 添付書類 返還金報告書、返還金内訳書

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、二本松市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、二本松市を被告として（訴訟において二本松市を代表する者は、二本松市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。